

令和6年11月19日

静岡県知事 鈴木 康友 様

静岡県特別職報酬等審議会

会長 三枝幸文

特別職職員の報酬等の額について（答申及び意見）

令和6年11月12日付け管人第120号「特別職職員の報酬等の額について（諮問）」により静岡県特別職報酬等審議会条例（昭和39年静岡県条例第66号）第2条の規定に基づき諮問のあった「静岡県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の改定」並びに当審議会の意見を求められた「知事、副知事の期末手当及び退職手当の額」、「議員の期末手当の額」、「その他の常勤の特別職職員の給料月額、期末手当及び退職手当の額」について、別添のとおり答申及び意見を提出します。

## I 答申（議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の改定について）

### 1 議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額

議員報酬並びに知事及び副知事の給料の月額は、次のとおり改定することが適当である。

議 長	1,061,000 円
副議長	937,000 円
議 員	865,000 円
知 事	1,349,000 円
副知事	1,102,000 円

### 2 改定実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

### 3 理由

議員報酬等の額は、平成 28 年 4 月に改定され、平成 29 年と令和 3 年に審議会が開催されるも、期末手当や退職手当を含めた一任期中の総支給額は本県と財政力や財政規模が類似する他の都道府県と比べて適正な水準にあるとして、据え置くこととされた。

令和 4 年度以降、一般職員の給与については、県内景気の緩やかな回復を反映し、今年度（令和 6 年度）は人事委員会からプラス 2.62%の公民較差が示され、この較差を解消する給与の引上げ改定が行われる見込みである。

前回の審議会後、令和 4 年度からの公民較差の累積は 3.69%となっており、こうした一般職職員の給与改定の状況と併せて、期末手当や退職手当を含めた一任期中の総支給額の観点から検討を行った結果、前記の額とすることが適当との結論に達したものである。

## Ⅱ 意見（「知事、副知事の期末手当及び退職手当の額」、「議員の期末手当の額」、「その他の常勤の特別職職員の給料月額、期末手当及び退職手当の額」について）

知事から意見を求められた「知事、副知事の期末手当及び退職手当の額」、「議員の期末手当の額」及び「その他の常勤の特別職職員の給料月額、期末手当及び退職手当の額」については、一任期中に支給される総支給額の適正水準を踏まえて、給料月額、期末手当及び退職手当の項目ごとに適正水準を導き出すこととしたことから、以下、項目順に意見を述べる。

### 1 給料月額（その他の常勤の特別職職員）

#### (1) 意見

次のとおり改定することが適当である。

教育長	854,000 円
人事委員会の常勤の委員	772,000 円
常勤の監査委員	772,000 円
がんセンター事業の管理者	772,000 円

#### (2) 改定実施時期

令和7年4月1日

#### (3) 理由

その他の常勤の特別職職員の給料月額については、議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の取扱いに準じて、改定することが適当である。

#### (4) 附帯意見

審議会としての意見は(1)のとおり集約されたが、それ以外に下記の意見があった。

- 知事以外の特別職の報酬等の額については、それぞれの職務や職責に応じて定められており、特別職ごとに額に差がある一方で、全国的な順位としては、どの特別職においても、同程度であることが望ましい。

教育長については、今回の改定が行われた場合、一任期中の総支給額の全国順位は上昇することとなるが、改定後においても、他の特別職と比べると、やや劣後していることから、今後、教育長の給与水準について検討していくことも必要である。

## 2 期末手当の額（知事、副知事、議員及びその他の常勤の特別職職員）

### (1) 意見

国の特別職職員の支給月数に合わせて改定することが適当である。

### (2) 改定実施時期

国の特別職職員に合わせて改定することが適当である。

### (3) 理由

期末手当については、平成18年度以降、国の特別職職員と同じ制度とすることとしてきており、引き続き、国の特別職職員の支給月数及び実施時期に合わせて改定することが適当である。

### 3 退職手当の額（知事、副知事及びその他の常勤の特別職職員）

#### (1) 意見

現行の支給割合を据え置くことが適当である。

#### (2) 理由

本県の特別職職員の一任期中の総支給額は、Ⅰ及びⅡにおける給料月額及び期末手当の改定を反映したとしても、本県と財政力や財政規模が類似する他の都道府県と比べて適正な水準にあることから、退職手当の支給割合を引上げ又は引下げの改定を行う状況になく、据え置くことが適当である。

#### (3) 附帯意見

審議会としての意見は(1)のとおり集約されたが、それ以外に下記の意見があった。

- 知事の一任期中の総支給額は適正な水準であるものの、給料の全国順位が低くなっている一方、退職手当の全国順位が高くなっており、アンバランスな状況である。

今後、他の特別職職員も含めて、給料と退職手当のバランスについて検討を行うことも必要である。

## 令和6年度静岡県特別職報酬等審議会 委員

(50音順、敬称略)

日本労働組合総連合会静岡県連合会 事務局長	今泉 竜
静岡県地域女性団体連絡協議会 会長	岩崎 康江
静岡県商工会議所連合会 会長	岸田 裕之
学校法人新静岡学園 理事	三枝 幸文 (会長)
静岡県経営者協会 会長	柴田 久
静岡県農業協同組合中央会 代表理事会長	鈴木 政成
静岡県信用金庫協会 会長	田形 和幸
弁護士	立石 雅世
静岡県商店街振興組合連合会 理事長	増田 恭子 (会長職務代理)
静岡県生活協同組合連合会 常務理事	望月 美可